
1. 検討経緯

設楽ダム建設事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から中部地方整備局長に対して、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

中部地方整備局では、検証要領細目に基づき、「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下、「検討の場」という。）を平成 22 年 11 月 26 日に開催し、検討の場の進め方に関する事項を定めた。これまでに検討の場を 5 回、パブリックコメントを 2 回実施し、平成 25 年 2 月 17 日の第 5 回検討の場において、設楽ダム建設事業における洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の 3 つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行ったところである。

そして、これまでの検討結果を取りまとめた「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）（以下「報告書（素案）」という。）を作成し、検討の場の構成員に示すとともに広く一般に公表を行った。また、学識経験を有する者等からの意見聴取、関係住民からの意見聴取を実施した。

これらを踏まえ「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「本報告書（原案）案」という。）を作成し、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を行い、「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」（以下「本報告書（原案）」という。）として取りまとめた。

設楽ダム建設事業の対応方針（原案）について、平成 26 年 3 月 11 日に開催した中部地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、対応方針（案）を決定した。

なお、設楽ダム建設事業の検証に係る検討フローを図 1.1.1 に示す。

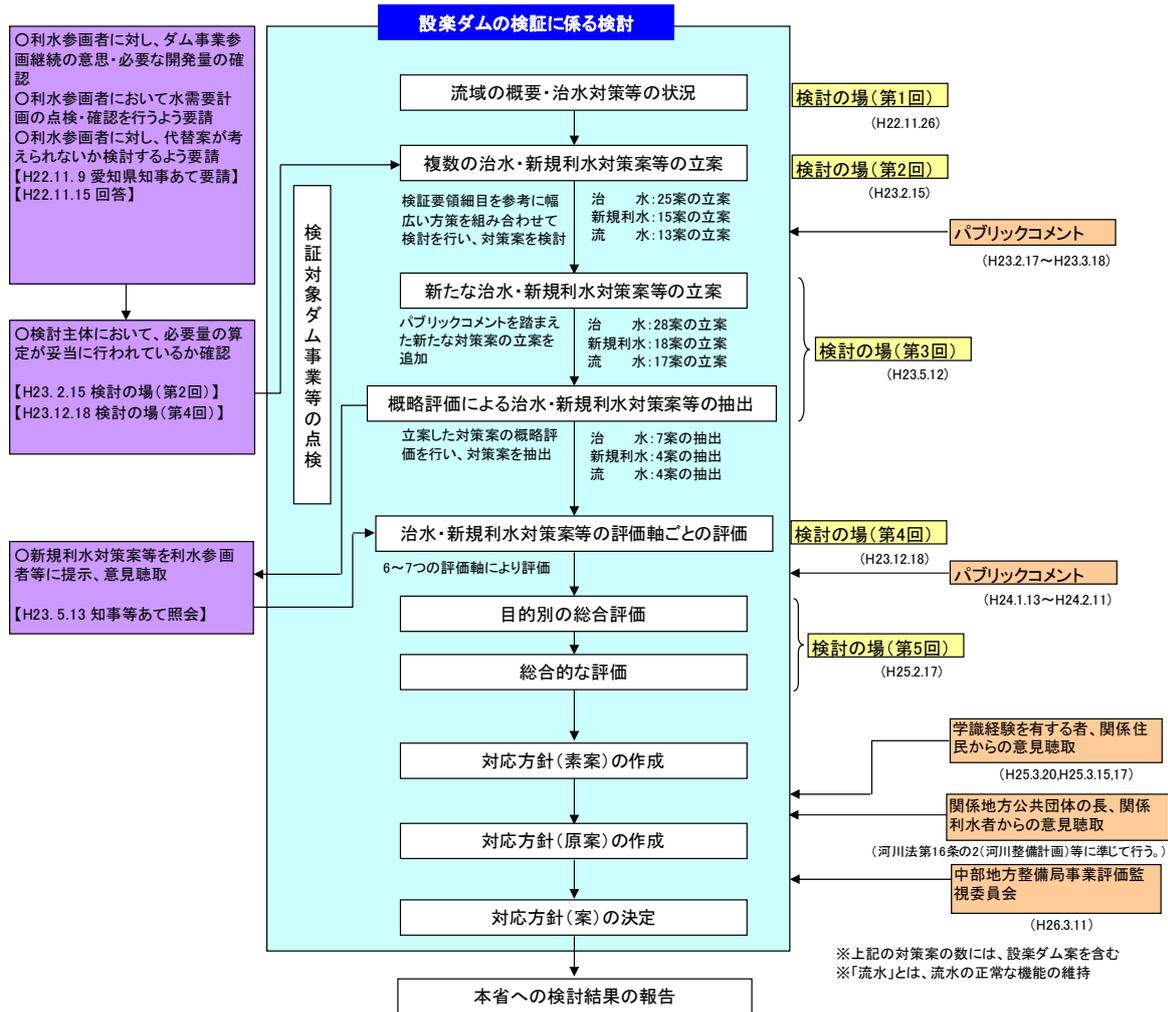


図 1.1.1 設楽ダム建設事業の検証に係る検討フロー

1.1 検証に係る検討手順

設楽ダム建設事業の検証に係る検討（以下「設楽ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については 2. に、検証対象ダムの概要の整理結果については 3. に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など、計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は、4.1 に示すとおりである。

次に、設楽ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、「複数の治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案」、「概略評価による治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の抽出」、「治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に、「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第 4 に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

(1)複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出

複数の治水対策案は、豊川水系河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の 1 つは、設楽ダムを含む案として、その他に設楽ダムを含まない方法による計 28 案の治水対策案を立案した後、概略評価により設楽ダムを含む 7 案の治水対策案の抽出を行った。（その結果等は 4.2.1～4.2.4 に示すとおりである。）

(2)治水対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した 7 案の治水対策案について、7 項目の評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。（その結果等は 4.2.5 及び 4.5.1 に示すとおりである。）

1.1.2 新規利水

検証要領細目第4に基づき、複数の新規利水対策案の立案、概略評価による新規利水対策案の抽出、新規利水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価を行った。

(1)利水参画者に対する確認・要請

利水参画者である愛知県に対し、ダム事業参画継続の意思及び必要な開発量の確認、さらに利水参画者において水需給計画の点検・確認及び利水参画者に対し代替案が考えられないか検討するよう、平成22年11月9日付公文書にて要請を行い、利水参画者である愛知県から回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した。(その結果等は4.3.1及び4.3.2に示すとおりである。)

(2)複数の新規利水対策案の立案、概略評価による新規利水対策案の抽出

複数の新規利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、ダム事業者や水利使用許可者として有している情報に基づき可能な範囲で検討を行い、複数の新規利水対策案の1つは、設楽ダムを含む案とし、その他に設楽ダムを含まない方法による計18案の新規利水対策案を立案した後、概略評価により、設楽ダムを含む6案の新規利水対策案の抽出を行った。(その結果等は4.3.3～4.3.5に示すとおりである。)

(3)複数の新規利水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取

概略評価により抽出した6案の新規利水対策案について、利水参画者等(設楽ダムの利水参画者、関係河川使用者及び新規利水対策案に関係する自治体)に提示し、意見聴取を平成23年5月13日付公文書にて行い、利水参画者等から回答を得た。(その結果等は4.3.6に示すとおりである。)

(4)意見聴取結果を踏まえた概略評価による新規利水対策案の抽出

利水参画者等への意見聴取結果等を踏まえて、設楽ダムを含む4案の新規利水対策案の抽出を行った。(その結果等は4.3.7に示すとおりである。)

(5)新規利水対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した4案の新規利水対策案について、6項目の評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。(その結果等は4.3.8及び4.5.2に示すとおりである。)

1.1.3 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第4に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価を行った。

(1)複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の流水の正常な機能の維持対策案の1つは、設楽ダムを含む案とし、その他に設楽ダムを含まない方法による計17案の流水の正常な機能の維持対策案を立案した後、概略評価により、設楽ダムを含む4案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。(その結果等は4.4.2～4.4.4に示すとおりである。)

(2)複数の流水の正常な機能の維持対策案を利水参画者等に提示、意見聴取

概略評価により抽出した4案の流水の正常な機能の維持対策案について、利水参画者等(設楽ダムの利水参画者、関係河川使用者及び流水の正常な機能の維持対策案に関係する自治体)に提示し、意見聴取を平成23年5月13日付公文書にて行い、利水参画者等から回答を得た。(その結果等は4.4.5に示すとおりである。)

(3)意見聴取結果を踏まえた概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

利水参画者等への意見聴取結果等を踏まえて、設楽ダムを含む4案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。(その結果等は4.4.6に示すとおりである。)

(4)流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した4案の対策案について、6項目の評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。(その結果等は4.4.7及び4.5.3に示すとおりである。)

1.1.4 総合的な評価

目的別の総合評価を踏まえて、設楽ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.6に示すとおりである。

1.1.5 費用対効果分析

費用対効果分析について、洪水調節については、「治水経済調査マニュアル(案)」に基づき算定した。また、流水の正常な機能の維持については、代替法により算定した。その結果等は5.に示すとおりである。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

設楽ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成 22 年 11 月 26 日に設置し、平成 25 年 2 月 17 日までに検討の場を 5 回開催した。検討の場の結果等は 6.1 に示すとおりである。検討の場の構成を表 1.2.1 に、検討の場の実施経緯を表 1.2.2 に示す

表 1.2.1 検討の場の構成

	所属等
構成員	愛知県副知事 豊橋市長 豊川市長 蒲郡市長 新城市長 田原市長 設楽町長
検討主体	中部地方整備局長 中部地方整備局河川部長

※構成員対象市町：豊川流域市町（豊橋市、豊川市、新城市、設楽町）及び
設楽ダム新規利水受益地域（蒲郡市、田原市）

表 1.2.2 検討の場実施経緯

(平成 25 年 2 月 17 日現在)

月 日	実施内容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に係る検討指示	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣から中部地方整備局長に指示
平成 22 年 11 月 26 日	第 1 回 検討の場	<ul style="list-style-type: none"> 検証に係る検討の進め方について 規約について 豊川流域の概要等について 設楽ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認等について 複数の対策案の考え方について
平成 23 年 2 月 15 日	第 2 回 検討の場	<ul style="list-style-type: none"> 事業等の点検（総事業費、工期、堆砂計画、過去の洪水実績）について 複数の治水対策案の立案について 必要量（新規利水）の算出の確認及び河川整備計画（流水の正常な機能の維持）の目標について 複数の新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案の立案について 第 1 回パブリックコメントの進め方について
平成 23 年 5 月 12 日	第 3 回 検討の場	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回パブリックコメントで頂いたご意見の紹介について 第 1 回パブリックコメントを踏まえた新たな対策案の立案について 概略評価による治水対策案の抽出について 概略評価による新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出について 新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について
平成 23 年 12 月 18 日	第 4 回 検討の場	<ul style="list-style-type: none"> データの点検等について 「新規利水対策案」及び「流水の正常な機能の維持対策案」に対する意見聴取の結果について 設楽ダム検証に係る検討 総括整理表（案）について 第 2 回パブリックコメントの進め方について
平成 25 年 2 月 17 日	第 5 回 検討の場	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントで頂いたご意見及び検討主体の考え方について 総括整理表（案）について 目的別の総合評価（案）・総合的な評価（案）について 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取の進め方について

1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、第2回検討の場で提示した複数の治水対策案、複数の新規利水対策案及び複数の流水の正常な機能の維持対策案、また提示した案以外の具体的な対策案の提案等に対するパブリックコメントを平成23年2月17日～3月18日までの30日間実施し、延べ209人（個人、団体含む。）からご意見を頂いた。

また、第4回検討の場で提示した「設楽ダム検証に係る検討 総括整理表（案）について」に対するパブリックコメントを平成24年1月13日～平成24年2月11日までの30日間実施し、延べ44人（個人、団体含む。）からご意見を頂いた。その結果は6.2に示すとおりである。

1.2.3 意見聴取

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対して、河川法第16条の2等に準じて学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施した。これを踏まえて、「本報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施した。その結果は6.3に示すとおりである。

1.2.4 事業評価

設楽ダム建設事業の対応方針（原案）について、事業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、「検証に係る検討の進め方、検討手順に不備がないことを確認」「対応方針（原案）のとおり「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」と判断」等のご意見を頂いた。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・ 検討の場、パブリックコメント、学識経験を有する者及び関係住民への意見聴取の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、中部地方整備局ホームページで公表した。
- ・ 検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、速記録を速やかに公表するように努めた。